

枚方市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第2項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成28年12月27日

枚方市監査委員	勝山武彦
同	大西正人
同	岩本優祐
同	山口勤

1. 監査の対象

(1) 対象部課

産業文化部 商工振興課
賑わい交流課
農業振興課
文化生涯学習室

(2) 対象事務

平成 28 年度における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

平成 28 年 9 月 1 日から平成 28 年 12 月 26 日まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[商工振興課]

○商店街等活性化促進事業補助金の交付について

本市では、市内の商店街等の活性化に関する事業を主体的に企画し、実施する商業団体に対し、枚方市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める販売促進事業など、5 つの事業に区分して枚方市商店街等活性化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、市内の商業の振興に努めている。

販売促進事業に対する補助金は、要綱で定めている地域の課題等に取り組む事業に限り交付するものであるが、その効果については測定手法が難しく、交付目的の達成状況の確認が困難な状況である。

今後は、補助金のあり方について検討し、補助目的を最大限達成できる制度設計を検討していくよう要望する。

[賑わい交流課]

○枚方文化観光協会に対する負担金・補助金の交付状況について

本市では、外郭団体である特定非営利活動法人枚方文化観光協会に対して負担金・補助金を交付し、各事業及び活動を支援している。

今後も、同協会の自主運営や活動の活性化に向けて新規会員を増やすなど、更なる収

入確保に向けた働きかけを行い、本市による負担金・補助金の支援のあり方について検討するよう要望する。

[農業振興課]

○新規就農者育成事業について

本市では、平成 26 年度より新規就農研修として講義及び実地研修によって次代を担う農業経営者を育成する「都市農業ひらかた道場」を開設し、第 1 期研修生である 3 名が研修を修了したが、平成 27 年度以降、辞退などにより研修生の確保ができておらず、研修が実施できていない状況である。

また、新規就農研修事業運営委託については、委託料算定のための積算根拠が不明瞭で、年度途中で研修生が減少した場合等の取決めは明記されていなかった。

今後は、委託契約の内容及びこれまでの実情等を踏まえた課題整理や費用対効果の検証も行い、新規就農者の確保及び農業経営の安定化に向けた支援について検討するよう要望する。

[文化生涯学習室]

○生涯学習市民センター活動委員会事業について

本市では、7 か所の生涯学習市民センターにおいて、市民と行政が協働で活動委員会事業を実施している。

各活動委員会には、市から負担金が支出されていることから財務状況を把握するために、決算書等の提出を求めているが、各事業報告書の記載誤りによる決算書との不一致が見受けられた。

今後は、チェック体制を確立するなど、適切に事務を執行するよう要望する。

また、活動委員会の下に設置されている部会によっては、職員が運営の詳細を把握できていない状況や比較的多額の現金がセンター内に保管されている状況も見受けられた。

図書館との複合 2 施設に先行導入されている指定管理者制度が、平成 30 年度には他の 4 施設への導入も予定されていることから、課題を整理した上で、より幅広い市民層への利用拡大に向けた取組を行うよう要望する。

○文化国際財団活動補助金に係る事務処理について

本市では、外郭団体である公益財団法人枚方市文化国際財団が実施する各事業を円滑に行うため、運営に係る経費に補助金を交付している。

文化国際財団活動補助金の確定事務において、円単位ではなく千円単位での精算が行われており、また、事業ごとに分けた科目別事業別正味財産増減発生高集計表と補助金に係る収支報告書との整合性の確認は十分に行われていなかった。

今後は、精算内容の確認を十分に行い、より一層適切な事務執行に努めるよう要望する。

また、「枚方市新行政改革実施プラン」の取組課題として「外郭団体等の経営健全化の促進」を掲げていることから、経営改善に向けた働きかけを行うよう要望する。